

	<h2>「空き家所有者向け活用セミナー・相談会」を初開催 ～ 空き家の適正管理・有効活用を考える～</h2>
と き	3月23日(水) 午前10時～正午
と ころ	練馬区役所 本庁舎20階 交流会場 (豊玉北6-12-1)
<p>23日、練馬区は空き家所有者向け活用セミナー・相談会を練馬区役所(豊玉北6丁目)で開催し、21名が参加した。</p> <p>区から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や、区の空き家対策の取り組みについて説明。その後は、各専門家ブースにおいて個別相談会を実施した。</p> <p>個別相談には、東京司法書士会、東京都行政書士会練馬支部、東京都宅地建物取引業協会練馬支部、全日本不動産協会東京都本部練馬支部、東京都建築士事務所協会練馬支部の専門家が相談に応じた。空き家を相続した際の相続登記の手続、空き家の改修および耐震化、空き家の売却のタイミングなどについて、熱心に相談する参加者の姿が見られた。</p> <p>参加者からは、「空き家をずっと気にかけてながら過ごしているので、考えの節目になり、やるべき対策の参考になった」「空き家について困ったことがあった際の相談先がわかってよかった」といった声が聞かれた。</p>	



セミナーの様子



個別相談会の様子

【練馬区の空き家、ごみ屋敷等対策について】

- (1) 法律や建築家などの専門家で構成する有識者会議や区民等の意見を踏まえて、「空き家等対策計画」を策定し、条例を制定。
- (2) 空き家所有者と活用希望者からの相談に応じて、空き家のマッチングを支援する「空き家活用促進事業」により、空き家の有効活用を図る。平成28年度はモデル事業としてアドバイザー派遣や初期整備費を支援。
- (3) モデル事業の実施や専門家との連携により、空き家の売買、賃貸、改修、相続登記などの総合的な相談体制を整備。